

2013年3月28日

大阪労働者弁護団
代表幹事 丹羽雅雄

**大阪市のアンケート調査を違法と認めた府労委救済命令にしたがい、
大阪市が不当労働行為を繰り返さないことを求める声明**

2013（平成25）年3月25日、大阪府労働委員会（以下「府労委」）は、大阪市が昨年2月9日付けで、全職員を対象に実施した「労使関係に関する職員アンケート調査」（以下「本件アンケート調査」）は、労働組合法が禁止する不当労働行為である「支配介入」（労働組合法第7条3号）に該当するとして、大阪市に対して、「今後このような行為を繰り返さないようにする」旨の誓約文を関係組合に手渡すよう命令した。

府労委は、橋下徹市長がこれまでの大阪市職員の組合活動について否定的な見解を強く表明している状況下で、任意ではなく業務命令として、また、記名式かつ懲戒処分の可能性を示して、本件アンケート調査が実施されたことを重視した上、個別設問は、組合活動を萎縮させ組合活動に介入し、また、組合の自治に対して介入する内容と言わざるを得ないと評価して、本件アンケート調査を実施したことそのことが、組合活動に対する支配介入であると断じた。

また、大阪市は、調査の主体は、大阪市から独立した第三者調査チームであったとの主張を行っていたが、府労委は、同チームは大阪市の影響下にあり、大阪市の枠組みの中におかれていたこと、本件アンケート調査の依頼文書の表記内容等から、大阪市こそが本件アンケート調査の調査主体であったと認定した。

さらに、大阪市は、違法ないし不適切な組合活動の解明が目的であるから、不当労働行為意思がなかったとも主張したが、府労委は、大阪市が主張する必要性を前提としても、本件アンケート調査が正当化されるものではないと、大阪市の主張を退けた。

なお、本件アンケート調査の結果が全て廃棄済みである点について、府労委は、廃棄されたからといって大阪市が行った支配介入についての責任が消滅したとは認められないのであって、組合の救済を受ける利益は失われないと判断した。

以上のとおり、労働組合法による独立した専門的行政委員会である大阪府労働委員会が、橋下市長及び大阪市による調査に名を借りた労働組合に対する不当な介入、弾圧に対して、不当労働行為であることを明確かつ全面的に認定したこと、アンケート結果が開封されずに破棄された現時点においても、救済命令を発したことは、憲法第28条の趣旨を守り、健全な労使関係の構築を図る上で、重要かつ非常に意義のあるものと評価できる。

橋下市長は、市長就任以来、労働組合との対決姿勢を明確に表明した上、組合事務所退去要求、便宜供与の廃止、組合事務所問題の団交拒否、労使関係条例の制定等を主導するなど、府労委が認定したとおり、労働組合を敵視する政策を次々に実行してきたが、その最たるものである本件アンケート調査の不当性が明白になった。労働組合法27条の12第4項は「救済命令等は交付の日から効力を生ずる。」と定めている。橋下市長及び大阪市は、憲法及び労働組合法をはじめとする法律を遵守し、直ちに、府労委の命令を履行した上、労働組合に対する敵視政策を改め、速やかに、健全な労使関係の再構築に向けて行動すると共に、今後二度と同様の不当労働行為を行わないよう強く求める次第である。

以上